

岩手県告示第645号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年8月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成27年東北地方整備局告示第138号宮古都市計画道路事業3・7・24号津軽石音部線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 岩手県宮古市津軽石第5地割、津軽石第7地割、津軽石第8地割、赤前第1地割、赤前第4地割、赤前第6地割、赤前第8地割、赤前第9地割、赤前第10地割、赤前第11地割、赤前第12地割、赤前第13地割、赤前第14地割、赤前第15地割、音部第4地割及び音部第7地割地内並びに宮古市赤前地先